

資格取得を目指す母子・父子家庭を応援します！！

恵那市では就職に有利となる資格の取得を目指している母子家庭のお母さん又は父子家庭のお父さんを支援するための制度(専門学校等に就学されている間の生活費を援助するもの)があります。今後、専門学校等へ通って資格取得をお考えの方は是非ご相談ください。

Q 何か条件があるの？

児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準であること。
養成機関で1年以上のカリキュラムを必要とする資格を取得するために修業していること。
就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること。

Q どんな資格が対象になるの

看護師(准看護師)、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保育士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生士、調理師、その他地域の実情に応じて必要と認める資格

ただし、

※過去にこの制度を利用された方は、申請する事ができません。



給 付 内 容

	＜ 高等職業訓練促進給付金 ＞ 資格取得のために専門学校などで修学している期間のうちの3年間について、給付金を支給する制度です。	＜ 高等職業訓練修了支援給付金 ＞ 専門学校などにおける修学期間が修了(卒業)後に、入学の負担費用等に対して支援するものです。
申請期間	修業を開始した日以降	修了日を経過した日以降30日以内
支給期間	○修業期間に相当する期間(上限3年) 【例】 修業期間2年⇒支給期間 2年 修業期間4年⇒支給期間 3年 ○原則、申請のあった日の属する月から各月に支給(月単位)	○修了日を経過した日以降に支給(※ただし、1回のみ)
支給額	○市町村民税非課税の世帯月額100,000円 ○上記以外の世帯月額70,500円	○市町村民税非課税の世帯1回50,000円 ○上記以外の世帯1回25,000円
申請に必要な書類	○児童扶養手当証書の写し、又は申請者の前年の所得等証明書 ○入校証明書、在学証明書等 ○認印 ○振込口座がわかるもの ○マイナンバーカードか個人番号通知カードと運転免許証 ●申請者及び扶養している児童の戸籍謄本等	○修了証書等の写し ○児童扶養手当証書の写し、又は申請者の前年の所得等証明書 ●対象者及び扶養している児童の戸籍謄本等
支給方法	毎月ごとに報告書を提出いただき、確認後に指定の口座に振込みます。	必要な書類を提出いただき、確認後に指定の口座に振込みます。

● 市役所で取得できる書類(手数料がかかります)

※受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、高等職業訓練促進資金貸付を利用することもできます。

☎ お問合わせ 恵那市役所 子育て支援課(西庁舎2階) ☎26-2111(内267)

恵那市母子父子高等職業訓練促進給付金等の申請から修了までの流れ

対象になる資格： 看護師(准看護師)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生士、調理師、その他地域の実情に応じて必要と認める資格

事前相談

① 資格習得への意欲 ② 資格習得見込 ③ 生活状況(支給の必要性の有無)等以上の3つの点を中心に面接を行い、該当するかどうかを判断します。

養成機関で1年以上のカリキュラムを必要とする資格を取得するために修業していること。

申請

以下のとおり各給付金に必要な書類を揃えていただき、市役所子育て支援課へ申請していただきます。

訓練促進給付金 (必要な書類)

- ① 本人と扶養している児童の戸籍謄本または抄本(修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。)
- ② 児童扶養手当証書の写し
- ③ 養成機関の入校証明書(合格通知書、在学証明書)
- ④ 本人名義の預金通帳
- ⑤ マイナンバーカードか個人番号通知カードと運転免許証
- ⑥ 印鑑

修了支援給付金 (必要な書類)

- ① 本人と扶養している児童の戸籍謄本または抄本(修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。)
- ② 児童扶養手当証書の写し又は当該対象者の前年の所得の額等についての市町村長の証明書
- ③ 修了証明書の写し

※修了支援給付金の申請は修了日から起算して30日以内に申請していただきます。

審査

支給が認められた場合

審査後に高等職業訓練促進給付金等支払決定通知書を送付します。

支給が認められなかった場合

審査後に高等職業訓練促進給付金等支給申請却下通知書を送付します。

【市】

受給者から提出された「修業状況報告書」を確認後、支払事務を行います。(毎月ごと)

【受給者】

受給者が養成機関に在籍している事を確認するため毎月、「修業状況報告書」を提出していただきます。

修業を修了した場合【市】

受給者から提出された「修業状況報告書」を確認後、支払事務を行います。(毎月ごと)

修業を修了した場合【受給者】

14日以内に高等職業訓練修了報告書、修了証明書を提出します。



※支給要件に該当しなくなった時は14日以内に高等職業訓練促進給付金等受給資格変更・喪失届を提出していただきます。